

船橋市青少年相談員設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、青少年の健全な育成を推進するため、船橋市青少年相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(委 嘱)

第2条 相談員は、市長が町会自治会長等（以下「自治会長」という。）の推薦に基づき委嘱する。

(任 務)

第3条 相談員は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 青少年の相談に応じ、助言指導にあたること。
- 二 青少年の実態把握及び環境の調査に関すること。
- 三 青少年を健全に育成するための事業の推進に関すること。
- 四 青少年問題に関し、市青少年問題協議会に対する意見具申をすること。
- 五 青少年育成会運営に対する協力に関すること。
- 六 青少年育成県民運動の推進に関すること。

(任 期)

第4条 相談員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(定 数)

第5条 相談員の定数は、千葉県知事が定めるものとする。

(推薦基準)

第6条 相談員は、次の各号に掲げる基準により推薦する。

- 一 青少年の実地指導に熱意を有し、活動力のある者
- 二 青少年及び家族の心理を理解し、その相談に応ずることのできる資質を有する者
- 三 社会的に信望があり、関係各機関及び団体との円滑な連絡を保ち、地域社会を指導する能力のある者
- 四 委嘱するときの年齢が20歳以上51歳以下の者

(解 嘱)

第7条 委嘱後において、次の各号に掲げる事由が発生した時は、その委嘱を解くことができるものとする。

- 一 青少年相談員としての活動の継続に困難な事由が発生したとき
- 二 青少年相談員としてふさわしくない行為があったとき、あるいは、同行為があったことが判明したとき

附 則

この要綱は、昭和43年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成 4年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成12年10月13日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月13日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。